

令和3年5月17日

労使団体の長あて

基本的対処方針の改正等を踏まえた
職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和3年5月14日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が改正され、感染防止のための取組に「昼休みの時差取得」が追加される等、職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充が図られたところです（別添1）。

職場における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和3年4月26日付け及び令和3年5月10日付け厚生労働省労働基準局長通知により留意事項をお示したところですが、これらの事項に加え、「取組の5つのポイントを活用しましょう！（一部改正）」（別添2）を活用いただく等により昼休みの時差取得を実施し、会話をする際にはマスクを着用する等の飲食の場での対策について労働者に周知していただくとともに、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト（一部改正）」（別添3）や「新型コロナウイルスに関するQ&A」（別添4）のほか、「建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止（新規）」（別添5）を活用いただく等により熱中症のリスクを踏まえた感染症対策に取り組んでいただくことについて、改めて、傘下団体・企業（労働組合団体は「構成組織」）に対して周知をお願いいたします。

厚生労働省労働基準局長

基発 0517 第 4 号
令和 3 年 5 月 17 日

国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

基本的対処方針の改正等を踏まえた
職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和 3 年 5 月 14 日に、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)が改正され、感染防止のための取組に「昼休みの時差取得」が追加される等、職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充が図られたところです。

職場における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和 3 年 4 月 26 日付け及び同年 5 月 10 日付け厚生労働省労働基準局長通知により留意事項をお示しし、貴省の所管団体等に対して周知をお願いしたところですが、これらの事項に加え、昼休みの時差取得を実施し、会話をする際にはマスクを着用する等の飲食の場での対策や、熱中症のリスクを踏まえた感染症対策に取り組んでいただくことにつきましてもご配慮いただくよう、貴省の所管団体等に対して周知の御協力をお願いいたします。

【照会先】

労働基準局 総務課

課長 石垣 健彦

課長補佐 富賀見 英城

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5554)

(直通電話) 03(3502)6741

労働基準局 安全衛生部労働衛生課

課長 高倉 俊二

室長補佐 岩澤 俊輔

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5497)

(直通電話) 03(3502)6755